

事務連絡
平成 25 年 4 月 22 日

各県知事・保健所設置市長 殿

中国四国厚生局健康福祉部長



毒薬等の適正な保管管理等の徹底について

標記については、平成 13 年 4 月 23 日付け医薬発第 418 号厚生労働省医薬局長通知「毒薬等の適正な保管管理等の徹底について」により、貴管下所在の関係者への指導方をお願いしたところである。

今般、中国四国厚生局管内の医療機関で発生した筋弛緩剤紛失事案を踏まえ、毒薬等の医薬品が盗難、紛失、不正使用等されることがないように、貴管下の医療機関において業務上毒薬等を取り扱う者に対して、下記の事項に関し、指導徹底を図られたい。

記

1. 管理体制について

- ・病院等の管理者は、毒薬等の適正な保管管理等を行うための体制を確保すること。その際、実際に毒薬及び劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにすること。
- ・病院等の管理者は、毒薬等の管理につき薬事法の規定に違反しないよう、医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、必要な注意をしなければならないこと。

2. 保管管理について

(1) 毒薬について

- ・毒薬については、薬事法第 48 条の規定に基づき、適正に貯蔵、陳列、施錠の保管管理を行うとともに毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。
- ・毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう点検する等、適正に保管管理すること。

(2) 劇薬について

- ・劇薬についても、薬事法第48条の規定に基づき、適正に貯蔵、陳列を行うこと。
- ・劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行う等、劇薬の盗難・紛失及び不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。

(3) 誤廃棄の防止について

- ・毒薬等の医薬品については、誤って廃棄することのないよう適正に管理すること。

以 上